

19-20世紀転換期の南アフリカと法の混合

堀内隆行

本稿では、レーナ・ファン・デン・ベルク氏の「19世紀南アフリカにおけるローマン・ダッチ・ローの注目すべき存続について」にかんして若干のコメントを付け加える。同論文は松本英実氏の訳により、19世紀南アフリカの錯綜した法的状況について日本語で読むことのできる唯一のものとなっているが、その歴史的文脈をめぐっては多少の補足が必要だろう。また、南アフリカ史を通して観た場合重要になるのは、ローマン・ダッチ・ローの「存続」とともに、同法とイギリス法との混合である。以下では、こうした諸点を中心に論じたい。

法の混合の歴史的文脈

150年間のオランダ領時代が終わり、イギリスによるケープ植民地の領有が確定したのは1814-15年のウィーン会議においてである。その後1860年代まで、南アフリカではイギリス帝国のもと、オランダ系とイギリス系との均衡が基本的に保たれた。たしかに、植民地当局は初期、イギリス系移民（「1820年の入植者」）の導入、英語の公用語化などのイギリス化政策を押し進め、オランダ系の反発を招いた。だが、こうした政策にもかかわらず、イギリス系がオランダ系を数的に逆転することはなく、オランダ語の使用も残った¹。ケープではオランダ系とイギリス系が融合し、植民地当局も世紀半ばには自由放任策に転じた。当時のイギリスは他国を圧倒する覇権を確立しており、自由放任策を採っても求心力を失うことはなかったのである²。内陸部のオランダ系（「ボーア人」）は50年代、トランスヴァール（南アフリカ）共和国³とオレンジ自由国を建国したが、イギリスはこの二国にたいしても必要最小限しか干渉しなかった⁴。

しかし、以上の状況は1870年代、急速に変化する。大不況とアメリカ合衆国、ドイツの勃興によってイギリスの国際的地位が低下すると、帝国の各地で公式支配の強化が進んだ。南アフリカでも、内陸部での相次ぐ鉱産資源の発見などを契機として、イギリスによるトランス

¹ J. Sturgis, 'Anglicisation at the Cape of Good Hope in the Early Nineteenth Century', *Journal of Imperial and Commonwealth History* 11-1 (1982); J.B. Peires, 'The British and the Cape, 1814-1834', in R. Elphick and H. Giliomee (eds.), *The Shaping of South African Society, 1652-1840* (Cape Town, 1989).

² E. Bradlow, 'The Culture of a Colonial Elite: The Cape of Good Hope in the 1850s', *Victorian Studies* 29-3 (1986); R. Ross, *Status and Respectability in the Cape Colony, 1750-1870: A Tragedy of Manners* (Cambridge, 1999).

³ ファン・デン・ベルク氏は正式名称の南アフリカ共和国を用いているが、本稿ではトランスヴァール共和国とし、現在の南アフリカ共和国と区別した。

⁴ T. Keegan, *Colonial South Africa and the Origins of the Racial Order* (London, 1996).

ヴァールの併合（77年）、独立（第一次南アフリカ／アングロ・トランスヴァール）戦争（80－81年）と独立回復（81年）が起こる⁵。ケープのオランダ系も、こうした内陸部での動きと無縁ではいられなかった。とくに、オランダ改革派教会の牧師などはケープタウン近郊のパールを拠点として、話しことばのケープ・オランダ語をもとに書きことばのアフリカーンス語を確立していく。この動きは20世紀のアフリカーナ・ナショナリズムの起源となり、1880年には南部アフリカ初の政党であるアフリカーナ同盟も成立した⁶。ローマン・ダッチ・ローの「存続」は、そうしたオランダ系／アフリカーナの政治的、文化的ナショナリズムにとって不可欠の要素だった。それは「存続」といってもよいが、B・アンダーソン、E・ホブズボウム／T・レンジャーのナショナリズム論にええば「想像」「創出」といえるかもしれない⁷。

だが、非ヨーロッパ系が多数派を占める南アフリカでは、オランダ系とイギリス系を架橋する試みがその後もつねに存在しつづけた。ケープでは1890年代、植民地首相C・J・ローズが、両者ともにテュートン人であると主張する歴史家G・M・シールを庇護するなど、入植者の文化統合を図った⁸。イギリス植民地相J・チェンバレンなどの現地事情にたいする無理解は1899－1902年、トランスヴァール、オレンジとのあいだに第二次南アフリカ（アングロ・ボーア）戦争を引き起こし、両国はイギリス領植民地となる⁹。しかし、二つの旧ボーア人国家とケープ、さらにイギリス系のナタール植民地は1910年、南アフリカ連邦を結成した¹⁰。ローマン・ダッチ・ローとイギリス法との混合は、こうした入植者の文化統合、連邦結成と一体的に進んだのである。

J・H・デ・フィリアースと法の混合

19－20世紀転換期の南アフリカにおいて、ローマン・ダッチ・ローとイギリス法の混合の中心にいたのはJ・H・デ・フィリアースである。デ・フィリアースは1842年、ケープタウン近郊のパール（19世紀末のアフリカーンス語確立の拠点）でオランダ系の旧家に誕生した。はじめオランダのユトレヒトで改革派教会の牧師となるため学ぶが、まもなくロンドンに移り法曹資格を取得した。その後ケープに戻り弁護士を開業するものの、植民地下院議員、法相を経て73年最高裁判所長官に就き、南アフリカ連邦結成により植民地が消滅する1910年まで務めた。1897年には、本国枢密院の司法委員にもなっている¹¹。

⁵ C.F. Goodfellow, *Great Britain and South African Confederation 1870-1881* (Oxford, 1966).

⁶ 永原陽子「南アフリカのアフリカーナー（ブルー人）」『史学雑誌』110編8号（2001年）。

⁷ B. Anderson, *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism* (London, 1983) (白石隆・白石さや訳『想像の共同体－ナショナリズムの起源と流行－』リポポート、1987年)。E. Hobsbawm and T. Ranger (eds.), *The Invention of Tradition* (Cambridge, 1983) (前川啓治・梶原景昭ほか訳『創られた伝統』紀伊國屋書店、1992年)。

⁸ T. Horiuchi, 'British Identity in the Late Nineteenth Century Cape Colony: Racism, Imperialism, and the Eastern Cape', *Zinbun* (Institute for Research in Humanities, Kyoto University) 41 (2009).

⁹ A.N. Porter, *The Origins of the South African War: Joseph Chamberlain and the Diplomacy of Imperialism, 1895-99* (Manchester, 1980).

¹⁰ 拙稿「南アフリカ連邦結成と『和解』の創出」『史林』85巻3号（2002年）。

¹¹ E.A. Walker, 'De Villiers, John Henry', in H.W.C. Davis and J.R.H. Weaver (eds.), *The Dictionary of National Biography, 1912-1921* (Oxford, 1927), p.155.

デ・フィリアースについて、同僚のJ・W・ヴェッセルズは「ローマン・ダッチ・ローを変化する状況に合わせる点において傑出していた」と記している¹²。枢密院はデ・フィリアースのローマン・ダッチ・ローの知識に敬意を表し、デ・フィリアースもしばしば、同院の他の司法委員がそうした知識を欠いていることを批判した¹³。他方で、海事法、会社法などの分野ではイギリス法の借用が目立つ¹⁴。彼の法はときに、ローマン・ダッチ・ローでもイギリス法でもない「デ・フィリアースの法」と評された¹⁵。法学者ではなかったため、非体系的かつきわめて個人的に両法を混合したのである¹⁶。

デ・フィリアースはまた、トランスヴァール、オレンジとケープ、ナタールとの架橋にも関心を抱いた。1877年には、諸地域を横断する控訴院の設立を構想している¹⁷。南アフリカ連邦結成にさいしては、全国会議の議長として重要な役割も演じた¹⁸。さらに、その功によりイギリスの男爵に叙せられ、連邦最高裁判所の初代長官になり1914年の死去まで務めた¹⁹。25年にデ・フィリアースの伝記を出版した歴史家E・A・ウォーカーは、彼を第二次南アフリカ戦争後の、オランダ系とイギリス系との和解の象徴として描いている²⁰。

以上、19-20世紀転換期の南アフリカと法の混合との関係について探ってきた。その後の南アフリカでは1924年、反英的なアフリカーナ・ナショナリストが政権を獲得、48年にアパルトヘイトがはじまり61年のコモンウェルス（イギリス連邦）脱退にいたる。こうしたナショナリズムの展開を知れば、ローマン・ダッチ・ローの「存続」のみを強調するのは自然のなり行きかもしれない。しかし現実には、オランダ系とイギリス系との架橋の試みは20世紀もつづき、法の混合こそが南アフリカの重要な特色となっていったのである。

法の混合は、1994年のアパルトヘイトの終焉とともに危機を迎える。ANC（アフリカ民族会議）の多数派支配は、共通語の英語とグローバル・スタンダードのイギリス法を残す一方、アフリカーンス語とローマン・ダッチ・ローを急速に周縁化しつつある。南アフリカの法的状況が今後どうなっていくのか、大いに注目される。

・本研究は科研費（23720363）の助成を受けたものである。

¹² J.W. Wessels, *History of the Roman-Dutch Law* (Grahamstown, 1908), p.322. 以下も参照。Id., 'The Future of Roman-Dutch Law in South Africa', *South African Law Journal* 37 (1920), p.275.

¹³ E.A. Walker, *Lord De Villiers and His Times: South Africa 1842-1914* (London, 1925), pp.87, 119.

¹⁴ *Ibid.*, pp.79-80, 84.

¹⁵ *Ibid.*, p.86.

¹⁶ 以下も参照。 *Ibid.*, p.81.

¹⁷ De Villiers to Barkly, February, 1877.

¹⁸ Walker, 'De Villiers', p.155.

¹⁹ *Ibid.*, pp.155-156.

²⁰ 拙稿「歴史家E・A・ウォーカーと南アフリカのブリティッシュ・リベラリズム」『史林』91巻6号（2008年）、88頁。